

-----  
**規 則**  
-----

高知県家畜改良増殖法施行細則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第 号**

**高知県家畜改良増殖法施行細則**

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）を施行するため、法、家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号。次条において「政令」という。）及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由)

**第 2 条** 法、政令又は省令の規定により農林水産大臣又は知事に提出する書類は、全て当該提出する者の住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

(家畜人工授精用精液の採取回数)

**第 3 条** 法第12条第1項ただし書の規定により知事が定める家畜人工授精用精液を採取する回数は、1年につき10回とする。

(家畜人工授精所の開設の許可証)

**第 4 条** 省令第33条に規定する家畜人工授精所の開設の許可証は、別記様式によるものとする。

(家畜人工授精所の種畜の規格)

**第 5 条** 法第27条の規定により知事が定める家畜の規格は、省令第7条に規定する種畜の等級のうち、特級、一級又は二級とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知 県 家 畜 改 良 増 殖 法 施 行 細 則